

国 82
13.3.01
(1)10812

国土建第358号

平成25年2月28日

(社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

1月11日付けで「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（以下「対策」という。）が閣議決定され、「施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札に関する手続の簡素化その他の契約手続の迅速化、前払金制度の積極的活用等により予算の早期執行に万全を期する」とされたところである。

このたび、国の平成24年度補正予算が2月26日に成立し、所用の予算が追加されたところであるが、国土交通省としては、上記「対策」の趣旨を踏まえ、予算の早期執行に万全を期することが必要と考えている。

特に、年度末には、資金需要が増大し、建設企業が資金繰りに支障を来す場合も想定されるため、建設企業の資金調達の円滑化を図ることにより、事業の早期着手を後押しすることが求められている。

こうした状況にかんがみ、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、今般、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が国土交通大臣の承認を受けて、別紙のとおり金融保証を行うこととしたところであるので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく願います。

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証制度について

1. 制度の目的

いわゆるゼロ国債工事等、平成24年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成24年度内において発注者から前払金の支出がない場合において、受注した建設企業が、当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す場合が想定される。

こうした状況にかんがみ、早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うことにより、建設企業の資金調達の円滑化を推進する。

2. 対象となる建設企業

いわゆるゼロ国債工事等、平成24年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成24年度内において発注者から前払金が支出されない公共工事を受注した者とする。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。

3. 金融保証の対象範囲

当該公共工事の着工に必要な資金で、平成25年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内とする。

ゼロ国債工事等に係る資金繰りの円滑化について

平成25年2月28日

国土交通省土地・建設産業局建設業課

○ 保証事業会社による金融保証の実施

平成24年度補正予算におけるゼロ国債工事等について、その早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うこととする。

* 保証の範囲：平成25年度当初に支払予定の前払金相当額を限度

* 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外

【モデルケース】

- ・ 請 負 金 額 1億円
- ・ 融 資 希 望 額 1,000万円
(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)
- ・ 融 資 希 望 期 間 平成25年3月15日から1ヶ月間
- ・ 保 証 料 約9,000円 (日歩3厘=年利1.095%)
- ・ 貸 出 利 息 約20,000円 (年利2.4%と仮定)

⇒ 約3万円(保証料+利息)で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることが可能

✓ 制度の概要

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に保証事業会社が債務保証を行うことで、金融機関からの融資が受けやすくなります。

- 対象工事は・・・平成24年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。
ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は、対象となりません。
- 保証範囲は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成25年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。
- 保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となります。
なお、借入金に対しては、別途、金融機関所定の貸出利息が必要となります。

✓ モデルケース

- * 請負金額 1億円
- * 融資希望額 1,000万円
(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)
- * 融資希望期間 平成25年3月15日から1ヶ月間
- * 保証料 約9,000円（日歩3厘＝年利1.095%）
- * 貸出利息 約20,000円（年利2.4%と仮定）

⇒ 約3万円（保証料＋貸出利息）で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることができます。

✓ 主な相談窓口

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092
(<http://www2.hokkaido-cs.co.jp/>)
東日本建設業保証(株) TEL 03-3545-5125
(<http://www.ejcs.co.jp/>)
西日本建設業保証(株) TEL 06-6543-2556
(<http://www.wjcs.net/>)

※ 保証事業会社の各支店で保証の申込を受け付けています。詳しくは各社のHP等で確認してください。

国土交通省 建設業課	TEL 03-5253-8277
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	TEL 011-738-0233
東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 022-225-2014
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課	TEL 048-600-1906
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局 建政部 建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局 建政部 建設産業課	TEL 06-6942-1071
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 082-511-6186
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 092-471-6355
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910